

○国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程

〔平成23年3月30日
規程第27号〕

改正 令和4年6月16日規程第69号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則第60条（平成22年学則第1号）の規定に基づき、大学院における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、学生ごとに研究指導教員を決定する方法等について必要な事項を定める。

(研究指導の主旨及び副指導)

第2条 大学院における研究指導の主旨及び副指導は、学生の所属専攻の研究指導の専任教員がこれを行う。ただし、副指導については、学生の所属専攻以外の研究指導の専任教員も行うことができる。

(主旨指導教員及び副指導教員の決定)

第3条 主旨指導教員及び副指導教員については、研究計画書等に基づき、各専攻の意見を聞いて研究科運営委員会が決定する。

(指導教員の変更)

第4条 指導教員を変更する必要がある場合は、研究科運営委員会が審議し、決定する。

(研究計画書及び研究指導計画書)

第5条 学生が自身の行おうとする研究の内容等を示し、それに基づき主旨指導教員が学生に対しあらかじめ研究指導の方法、内容及び年間の計画を明示し、学生との相互合意のもとで研究指導を開始するため、研究計画書及び研究指導計画書（以下「計画書」と総称する。）を作成する。

- 2 計画書の標準的な様式は、別紙様式のとおりとし、教育活動上の理由により専攻単位で様式を改変することを認める。
- 3 研究計画書は、学生が自らの研究計画を記入し、主旨指導教員（やむを得ない事情がある場合は副指導教員。以下同じ。）に提出する。
- 4 研究指導計画書は、主旨指導教員が学生から提出を受けた研究計画を基に、当該学生と十分に打合せを行った上で、相互合意のもと作成した研究指導計画を記入し、専攻長に提出する。
- 5 研究計画書は、学生が原則として4月第4週までに作成し、主旨指導教員に提出をする。研究指導計画書は、主旨指導教員が5月第2週までに作成し、専攻長に提出をする。研究科運営委員会は、専攻長によりとりまとめられた計画書を確認し、必要に応じて主旨指導教員に修正等を求めることができる。
- 6 計画書の保存年限は、学生の修了した年度の次の年度の4月から5年間とする。
- 7 主旨指導教員は、研究指導の実効性を高める目的から、必要に応じて計画書の見直しを行

うことができる。見直しを行った際は、変更後の計画書を本条第4項の手続きにより専攻長に提出する。

附 則

この規程は、平成23年3月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。